# 第30回納本制度審議会 会次第

- ◇ 日時 平成 30 年 11 月 29 日 (木) 15 時開催
- ◇ 場所 本館 3 階総務課第一会議室

# 会次第

- 1. 委員の委嘱の報告
- 2. 代償金部会の審議経過報告
- 3. オンライン資料の補償に関する小委員会の審議経過報告
- 4. 事務局からの報告

平成 29 年度資料収集状況、平成 29 年度出版物納入状況、平成 30 年度代償金予算及び平成 29 年度代償金支出実績等

- 5. 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について
- 6. 今後の日程について

(資料 1)	第 29 回納本制度審議会議事録	1-9
(資料 2)	納本制度審議会委員・専門委員名簿	10
(資料 3)	第 15 回代償金部会における審議の概要について	11
(資料 4)	平成 29 年度第 1 回オンライン資料の補償に関する委員会における 審議の概要について	12-13
(資料 5)	国立国会図書館の資料収集状況(平成 29 年度末時点)	14
(資料 6)	資料別納入実績(最近3年間)	15
(資料 7)	納入出版物代償金 予算額と支出実績(最近5年間)	16
(資料 8)	電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について	17-18
(資料 9)	国立国会図書館法(昭和23年法律第5号)(抄)	19-26
(資料 10)	納本制度審議会規程(平成9年国立国会図書館規程第1号)	27-28
(資料 11)	納本制度審議会議事運営規則(平成11年6月7日納本制度審議会制定)	29-30
(資料 12)	国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程 (平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号)	31-32
	国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件 (平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号)	33-34
(資料 14)	国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件 (昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号)	35-36
(参考資料 1)	電子書籍·電子雑誌収集実証実験事業報告(平成30年11月)	37-48
(参考資料 2)	電子書籍・電子雑誌収集実証実験第2段階における枠組み(案)	49
(参考資料 3)	電子書籍・電子雑誌収集実証実験第2段階における枠組みに対する主な意見 -	50

### 第29回納本制度審議会議事録

日 時: 平成30年1月26日(金)午前10時30分~11時30分

場 所: 国立国会図書館東京本館3階総務課第一会議室 出席者: 中山信弘会長、福井健策会長代理、植村八潮委員、

> 江上節子委員、遠藤薫委員、相賀昌宏委員、角川歴彦委員、 斎藤誠委員、鹿谷史明委員、重村博文委員、永江朗委員、 根本彰委員、佐々木隆一専門委員、三瓶徹専門委員、

桶口清一専門委員

### 会次第:

- 1. 委員の委嘱の報告
- 2. 納本制度審議会の目的及び構成
- 3. 代償金部会所属委員の指名の報告
- 4. 会長の選出
- 5. 会長の挨拶
- 6. 会長代理の指名
- 7. 国立国会図書館長の挨拶
- 8. 小委員会の設置について
- 9. 事務局からの報告 平成 28 年度出版物納入状況、平成 29 年度代償金予算及び平成 28 年度代償金支出実績、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業の現状等
- 10. 今後の日程について

# 配布資料:

- (資料1) 第28回納本制度審議会議事録
- (資料2) 納本制度審議会委員・専門委員名簿
- (資料3) 納本制度審議会の構成
- (資料4) オンライン資料の補償に関する小委員会の設置について(案)
- (資料5) 資料別納入実績(最近3年間)
- (資料 6) 納入出版物代償金 予算額と支出実績(最近 5 年間)
- (資料7) 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について(平成30年1月)
- (資料 8) 国立国会図書館法(昭和 23 年法律第 5 号)(抄)
- (資料9) 納本制度審議会規程(平成9年国立国会図書館規程第1号)
- (資料10)納本制度審議会議事運営規則(平成11年6月7日納本制度審議会制定)
- (資料 11) 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程(平成 25 年国立国会図書館規程第1号)
- (資料 12) 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件(平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号)
- (資料 13) 国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する 件(昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号)

### 議事録:

(開会) 定足数の確認等

収集書誌部長:それでは、定刻となりましたので、第29回納本制度審議会を開催いたします。本日は、委員の皆様にはお忙しいところ御出席くださいまして、誠にありがとうございます。国立国会図書館収集書誌部長の大曲でございます。

御案内のとおり、昨年 7 月 1 日付けで第 10 期の審議会委員の委嘱をさせていただきました。本日は委嘱後の最初の審議会でございますので、互選となっております会長が選出されるまでの議事につきまして、私が進行役を務めさせていただきます。

なお、第 10 期発足に当たって、後ほど館長の羽入から御挨拶申し上げますが、私は速やかに議事に入らせていただきますので、御了承ください。

まず、本日は15名の委員中、委員1名がまだいらしておりませんけれども、11名の方々に御出席いただいておりますので、定足数は満たされております。

会の次第と資料につきましては、机上に御用意したとおりでございます。審議中、 もし資料の欠落等に気づかれましたら、事務局にお知らせください。それでは、早 速、会次第を進めさせていただきます。

# (会次第1)委員の委嘱の報告

収集書誌部長:会次第1、委員の委嘱について御報告させていただきます。

まず、お手元の資料のうち、資料1は前回の議事録でございまして、すでに全委員に御確認いただいた上、公表もしているものですので、本日この場では扱いません。

資料2を御覧ください。こちらに第10期の委員を載せてございます。〔委員1名到着〕皆様いろいろな肩書きをお持ちの方ばかりなのですが、国の機関であることや審議会でのお立場など勘案しまして、御本人御了解の上、ここに載せたような肩書きにさせていただいております。御了解ください。

このうち新規に委嘱させていただいた委員の方について、僭越ながら私から、御紹介させていただきます。

〔収集書誌部長から、新規委嘱委員の紹介〕

委員の任期は、2年とされておりますので、平成31年6月30日まで、何卒よろしくお願いいたします。

## (会次第2) 納本制度審議会の目的及び構成

収集書誌部長:続きまして、会次第2に入ります。新しい委員もいらっしゃいますので、 審議会の目的等につきまして、改めて説明させていただきます。 [資料3に基づき説明]

# (会次第3) 代償金部会所属委員の指名の報告

収集書誌部長:続きまして、会次第3に入ります。代償金部会所属委員の指名の御報告です。資料2にお戻りいただけるでしょうか。

代償金部会所属委員は、委員の委嘱と同日の7月1日付けで、7名の方にお願いいたしました。資料にありますとおり、江上委員、相賀委員、斎藤委員、鹿谷委員、 重村委員、根本委員及び福井委員でございます。

本日は、審議会の終了後に、部会の開催も予定されております。よろしくお願い

いたします。

### (会次第4) 会長の選出

収集書誌部長: それでは、会次第4、会長の選出に入らせていただきます。この手続は、 委員の方の互選となっております。どなたか御推薦をお願いいたします。

委員:是非中山委員に今期も私たちを率いていただければと思います。

収集書誌部長:ただいま、中山委員を会長にとの御推薦がございましたが、他の委員の 方はいかがでございましょうか。

委員一同: 異議なし。

収集書誌部長:御異議がないようですので、中山委員が会長に決定いたしました。この 後の議事をよろしくお願いいたします。

# (会次第5) 会長の挨拶

会長:中山信弘です。引き続き会長を務めよということでございますので、委員の皆様 方の御尽力、御助言を得まして、今期務めてまいりたいと思います。よろしくお願 いいたします。

なお、傍聴の方々は、メモをとることは差し支えございませんが、録音及び写真 撮影については、御遠慮くださいますよう、引き続き御協力をお願いします。

### (会次第6) 会長代理の指名

会長:続いて、会次第6、会長代理の指名に移ります。納本制度審議会規程第5条第3項によれば、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」こととなっておりますので、福井委員を会長代理に指名いたします。 福井委員、よろしくお願いいたします。

委員:はい、承りました。

### (会次第7) 国立国会図書館長の挨拶

会長:会次第7に入ります。国立国会図書館長から御挨拶を頂戴したいと思います。羽 入館長、よろしくお願いいたします。

館長:館長の羽入でございます。会長にはこのような機会をいただきまして誠にありが とうございます。

皆様方には、大変御多忙にもかかわらず、第 10 期の国立国会図書館納本制度審議会の委員をお引き受けいただきまして心から感謝申し上げます。また、長年この審議会で御議論いただいている先生方も多く、引き続き御助言賜わりますようお願い申し上げます。

改めて申し上げるまでもなく、国立国会図書館の使命を考えましたときに、納本制度等、法律に基づいて行う資料の収集は、館のあらゆる活動の基盤となるものであり、この基盤を基に国会、そして国民、すべての利用者の方々が資料へのアクセスが可能になるよう、それを保障するために納本制度というものは不可欠なものであります。これらの制度等の改善及び適正な運用のため、御指導、御教示を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

本年、国立国会図書館は開館 70 周年を迎えます。同時に、納本制度も運用を開始してから 70 年となる節目の年となります。

制度発足当時から考えまして、資料の収集に係る状況、そして、館を取り巻く状

況は著しく変容していると考えております。その都度状況変化に応じて納本制度も 更新を図ってまいりました。

特に、昨今の、出版物を巡る情況は、予測できない程の早さで変化しております。 こうした状況の変化に対してできる限り対応すべく、館に課せられた使命を心に留 めて、そして、できる限り多くの方々に御利用いただけますように取り組んでまい りたいと考えております。

さて、直近の課題であるオンライン資料の収集につきましては、まず、無償で技術的な制限なく配信されているオンライン資料を対象として、平成 25 年 7 月から制度的な収集を開始いたしました。

有償で配信されているオンライン資料につきましては、この審議会において御検討いただいた方向性に基づき、出版界・著作者等の関係の皆様の御理解と御協力をいただき、平成27年12月から収集と館内利用に関する実証実験を開始し、2年が経過したところでございます。

この実証実験によって得られた情報をもとに、この審議会での御議論の結果を参考にさせていただき、出版関係の方々の御理解を得ながら、国立国会図書館として有償オンライン資料の制度的な収集に向けて努めてまいりたいと考えております。

この審議会におかれましても、引き続き御審議を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

第 10 期の審議会会長に選出されました中山先生には、一層の御指導をいただきますようお願い申し上げます。委員の皆様方には、中山会長のもと、深い御見識と御経験に基づく御意見を賜りますよう、納本制度等の一層の充実、円滑な運用に向けて御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、第 10 期審議会の発足に当たりましての皆様への心からのお願いの御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。これからもよろしくお願い申し上げます。

会長:続けて、副館長からも一言御挨拶をいただきたいと思います。

副館長:副館長の坂田でございます。皆様方には、平素より当館の資料収集に係る法制 度関連の御知見を賜りありがとうございます。今後とも審議会等を通じて一層の御 指導をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(会次第8) オンライン資料の補償に関する小委員会の設置について

会長:当審議会では、第21回納本制度審議会において諮問を受けた「平成22年6月7日付納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」を専門的見地から調査審議させるために、「オンライン資料の補償に関する小委員会」を設置し、平成24年3月に中間答申の原案をとりまとめております。資料4を御覧ください。

先ほどの羽入館長からの挨拶にもありましたように、引き続き有償オンライン資料の制度収集の施行に向けまして審議するよう依頼を頂戴したところです。

今期の納本制度審議会では、収集したオンライン資料に対する補償のあり方については、電子書籍の製作及び流通の実情を把握し、法的、技術的な面で専門的事項について調査審議する必要があるという観点から、この小委員会においてさらなる調査審議を進めたいと存じます。

また、この所属委員といたしまして、植村委員、遠藤委員、斎藤委員、永江委員、根本委員及び福井委員にお願いします。専門委員からは、佐々木様、三瓶様と樋口様にお願いいたしまして、小委員長には福井委員を指名したいと存じます。この点について、御異議はございませんでしょうか。

委員一同:異議なし。

- 会長:ありがとうございます。福井小委員長をはじめ、小委員会に所属する委員、専門 委員の方々には、調査審議をよろしくお願いいたします。それでは、福井小委員長 から一言お願いいたします。
- 委員:有償オンライン資料の制度収集の施行に向けて引き続き小委員長を行うようにとのことですので、所属の委員・専門委員の方々の御協力を得て、慎重に検討を行ってまいりたいと思います。これは新しい制度でありますので、関係の皆様、様々な御苦労がおありかと思います。しかしながら、しばしば夜明け前が一番暗いとも申します。一番大変なときはゴール間近なときではないかとも考えております。時代の流れに対応すべく、スピード感を持った議論を心掛けたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 会長: ありがとうございました。よろしくお願いいたします。小委員会の名簿につきましては、この後、事務局から配布してもらいます。

### (会次第9)事務局からの報告

- 会長:続いて、会次第9に移ります。事務局から、2点の報告があるそうです。まず1点目は、平成28年度の出版物納入状況等についての報告です。よろしくお願いします。
- 事務局: 〔平成 28 年度出版物納入状況、平成 29 年度代償金予算及び平成 28 年度代償金支出実績について、資料 5、6 に基づき説明〕
- 会長: ありがとうございました。次の報告は、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業の 現状等についてです。こちらも事務局からの報告をお願いします。
- 事務局: 〔電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業の現状等について、資料7に基づき説明〕
- 収集書誌部長:実証実験の現状につきまして、若干捕捉いたします。資料7の通しページ19頁を御覧ください。ただ今御報告したのは実証実験の第1段階であり、外部に用意されたサーバを当館側から見に行く、主に収集した資料の利用とその影響、技術的な課題についての実験です。これを約3年行います。平成31年以降は、第2段階に移行する想定で、大きな違いは、データの保管と利用について、リポジトリの仕組みの政策的な課題についての分析ができる実証実験にしなければならないということです。第2段階をどのような形で実施するか、その枠組み等につきましては、昨年度から実証実験の第1段階会議や審議会の場を通じて、当館の考えを御説明してきました。今年度も引き続き、国全体として有償の電子書籍・電子雑誌について後世に貴重な文化的資産を残すことができる仕組みを、関係者の御理解のもとで実現するために、誠心誠意御説明をしながら、全力を挙げて調整の努力をしてまいりたいと考えているところです。
- 会長: ただ今の事務局からの報告について、何か御質問や御意見はありますか。本日の 議論の中心は正にこの点でございますので、よろしくお願いいたします。
- 委員:納本制度全体のことで質問させてください。資料3で納本制度審議会の仕事に関し、納本制度並びにインターネット資料及びオンライン資料の記録に関する制度に関する重要事項や代償金等などを扱うこととなっております。本日や過去も、納本制度の運用について御報告いただいているのですが、資料5の納入実績のように、これまで紙やパッケージ関係の資料についての御報告はございましたが、インターネット資料やオンライン資料の扱いについてもこの審議会で取り扱うことになっているので、運用全体がどうなっているのか全体像を把握したいと思っていたところでございます。その辺りの統計はどうなっているのでしょうか。

現在、有償で DRM 付きのオンライン資料が議論の中心となっています。例えば、

無償でDRMなしのオンライン資料は収集の対象となっていると理解していますが、こういうものの運用全体が国立国会図書館としてどうなっているのか、次回でも構いませんので、こういう場で共有しておいた方がいいのではないかというのが私の考えでございます。

また、国立国会図書館の代償金などを巡る議論が中心になっていると理解していますが、納本制度というのはかなり広いものであるし、デジタル化の状況の中で、紙やパッケージ系のノウハウだけでは処理できないような新しい問題が色々出ていると思います。そういうもの全体をこの審議会で議論するのかよく分かりませんけれども、ただ、大きな変動、変容の状況を共有できた方が審議会の運用としては望ましいのではないかと考えておりまして発言させていただきました。

会長:事務局からお願いいたします。

収集書誌部長:委員の御指摘のとおりでありまして、紙から電子に移ってきております。 平成12年からCD等のパッケージ系を収集し始めており、そこまでが有体物でございまして、それから無体物の収集に努力をしているというところでございます。まず、インターネットの資料収集を目指して、これは国、地方自治体等の公的機関のインターネット資料を集めることとしております。あとで数字は御報告いたしますが、これは相当な規模、頻度でホームページを集めております。そこから切り出して、電子書籍・電子雑誌のようなものも相当な集積となってきております。

平成 25 年 7 月からは、民間のインターネット上に出版されている資料も制度的 収集を開始しており、現状では、無償で頒布されている ISBN や ISSN 等が付いているものやファイルフォーマットが EPUB や PDF のもの等を対象にして、少しずつ収集範囲の拡大に務めております。

そして、現在は、有償の電子書籍・電子雑誌の収集とそれを後世にどう残していくのか、利用環境をどうするのかがまさに課題となっております。こういう流れになっております。

事務局:では数字につきまして御報告させていただきます。

オンライン資料として、制度収集を行いましたものは、国立国会図書館年報によりますと、平成 28 年度末で 20,116 件となっております。それ以外に WARP から抽出したものや制度以外で許諾で収集したものは、概数 14 万件ほどになると考えられます。

委員:ありがとうございます。今後も今のような形で御報告いただければと思います。 もう少し言うと、資料5では、官庁出版物と民間出版物で分けてあるので、ここで も分けて報告するといいのかなと思います。

事務局:先ほど申し上げた数字はいずれも民間のものとなっております。失礼いたしました。WARP から抽出した公的機関のオンライン資料は 28 万件を超える数字でございます。また、サイトとして収集した数字はまた別になりますので、次回のときにはそうしたことも一覧表として御用意したいと存じます。

委員:関連で私も気になったことがあります。通しページ 16 頁の変化の質問ですが、パッケージ系電子出版物の官庁出版物が例年減ってきていることが明らかになっています。これは、官庁はパッケージの CD-ROM を作らないで、ウェブサイトで公開するだけになっているのではないかと推測できます。もし収集の上でそのような傾向が分かっていれば教えていただきたいと思います。そして、この表の中に納本における資料や予算とは別になってしまうから載せられなかったのかもしれませんが、いわゆるオンライン資料の官庁のコンテンツがどれくらいあるかということを併せて書いていただかないと、単純に減っているように見えてしまうのが気になりました。もしこの数字が減っていることも含めて分かっていることがあれば教えてほしいと思います。

会長:事務局からお願いいたします。

- 収集書誌部長:委員の御指摘の部分はあると思いますが、正確に官庁のパッケージ系で省庁のものや自治体のものが減って、一方でオンラインでの発信が増えているのか、その辺りを厳格に調査したことはないので、今後の課題であると思います。ただ、紙と電子との関係を調べたとき、WARPという国や地方自治体のホームページから刊行物も含めて全部を網羅的に収集する仕組みで、世界的にも優れた制度で集めている仕組みだと思いますが、そちらの方の収集と併せて全体の収集率を考えますと、自治体も含めて収集率は上がってきています。紙からCDになり、それがオンラインになってきています。それに対する当館の対応は順次行っています。WARPで相当深いところにある資料以外は相当集められている状況だと思います。
- 委員:民間のパッケージ系出版物の収集が増えたり減ったりしている割には、支出実績が増えています。特段高いものがあるのか、時代の流れからするとパッケージ系出版物は減っている可能性があるにもかかわらず、支出が増えている理由がもし分かれば御教示いただければと思います。

会長:事務局からお願いいたします。

- 事務局: 当館では毎年収集に課題のある分野あるいは媒体の資料について重点をおいて収集に取り組んでおります。平成28年度は、DVDソフトやBlu-rayあるいは音楽CDといった映像資料や録音資料の収集に重点を置いて取り組みました。パッケージ電子出版物の中に、DVDやBlu-ray、音楽CDといった映像資料や録音資料が含まれておりまして、こうした収集の重点的な取組みが支出実績の数値に反映されております。
- 委員:電子書籍・電子雑誌収集実証実験の第1段階から第2段階に移った場合に、図だけ見ると、日本電子書籍出版社協会から外に出した暗号化されたデータを図書館でということしか分からないのですが、そこについてもう少し丁寧に説明していただいた方がよいのではないでしょうか。

会長:事務局からお願いいたします。

収集書誌部長:この辺りは雑ぱくな図になっていることは事実でございますが、ただ、現在の法律の制度、国立国会図書館法でオンライン資料を収集するといったときに、サーバについては、収集と認められるような仕組みで第2段階については構成するというような図となっております。ただ、この辺りは実験でございますので、色々な考え方が出版界にはあると思います。第2段階の図については、当初実験を開始する段階で考えていたものですが、今後、出版界の皆様と話合いをしながら、サーバの位置についてもどのような形での対応が可能なのか、色々と意見を交わしながら議論をして、審議会の先生方の御意見もいただいて、法律の制度的収集の枠の中に収まり、出版界の御理解も得られる形にしたい。第2段階の形はこれで決まったというものではないので、出版界を始め関係者、ステークホルダーの方々と協議しながら、審議会で御議論いただいて、調整を続けていきたいと考えております。何とか決着点を見つけていきたいというのが今の考え方でございます。

会長:よろしいでしょうか。

委員:あまりよろしいようには聞こえないのですが、やはり出版界としては、法律がどうというよりも、出版界にとって利益になるかどうか、損害が大きくなってしまうのではないかを気にしていると思います。その辺りのことを率直に聞いていただいた方がむしろいいのではないかというふうに思います。日本書籍出版協会理事長や日本雑誌協会理事長もいますので。

会長: それをこれから詰めていくものと考えていますが、図書館の使命としては、資料を 100 年 200 年 300 年保存するという点もありますし、一方で、出版社の権利利益も守らなければいけない。その辺りの調整がこれからの実験、調査の目的になるのではないかと思います。

委員:私は、電子書籍・電子雑誌収集実証実験の第1段階会議の委員でもあり、少し状

況が分かる面もあります。

ちょっと違った見方で今日の報告を見ると、利用状況調査がほとんどです。どうしてもこういうものを見ると、興味深いので、利用がないとニーズがないのではないかと利用を増やすことばかり考えがちです。しかし、この目的は、網羅的な収集を実現して、さらにそれを技術的に検証するとか、ビジネスへの影響を検証するとか、出版界の協力を得られる形をどう作るか、コンセンサスを得られるかが目的です。余談となりますが、私は、障害者差別解消法以降、電子書籍が非常に有効であると捉えて、研究や調査をしています。公共図書館で電子書籍の導入が進まないことについてアンケートを採ると、一番多いのがニーズや要望がないという発言です。しかし、御理解いただいているとおり、図書館の蔵書はニーズによって収められているわけでは決してないわけです。ましてや国立国会図書館にあっては網羅的に集めておくという、未来に引き渡すという意義をより理解しなければならないわけです。どうしてもこのアンケートの出し方では、利用が低いといった議論になりがちになってしまうので注意された方がよいのではないかと思います。未来に向かって、どう理解を得ていくか、情報提供の仕方も考慮されてはいかがかなと思いました。

委員:委員のおっしゃるとおりだと思うのですが、関連して通しページ 24 頁の利用状況につきましては、コミックを増やせば需要が増えるというふうになってしまいます。 実際に公共図書館でもコミックばかり増えていくという傾向もあると聞いているので、利用状況の出し方も問題になり得るかなと思います。

また、ジャンル分けを、どのような基準で提示しているか、分かり難いと思います。例えば、「ドキュメンタリー・ノンフィクション・ルポ」と、「ドキュメンタリー・ノンフィクション」があります。「文藝」とその他の小説との関係も分からず、どのようにジャンルが決定されているか御教示いただけると幸いです。

- 事務局:通しページ 21 頁を御覧いただけますでしょうか。実証実験は電書協との受託関係で実施しています。集めていただいたコンテンツの提供は、「電子文庫パブリ」を基本としており、その枠組みの中でジャンル分けも活用させていただいております。商業的なジャンル分けとなっており、国立国会図書館で行う分類とは異なる点もございます。
- 委員:小委員長ということではありますが、一委員として意見を申し上げます。会長の 御発言や先ほどの委員の御発言に非常に共感するところが大きいわけでありまして、 我々は、保存と利用を分けて考えるべきではないかと思います。国の予算を、消え 去ってしまう様々なコンテンツの保存のために活かしていく、一方で、保存された ものを利活用していく主体はあくまでも民間であるという仕分けは、既に多くの関係者で共有されているのではないかと思います。国のリソースと民間の力を一刻も 早く合致させて、保存、利用両面で活かしていくのが大事なことではないかと思います。

館長の言葉にもあったように変化が非常に早い時代にあって、スピードイコールクオリティという部分がありますので、数年かかって議論して、それでまた次の数年に向けての課題が見つかりましたというスピードでは到底追いつくことはできないように思います。そのスピードでは存在しないのと一緒ということになりかねないのです。その場合、代わりにどこがデジタルのコンテンツ流通を担っていくのかというと、海賊版と海外からきたデジタルプラットフォームになりかねない。というよりは、現状はかなりそうなってきてしまっている気がします。ちょうど出版産業の売上高のデータが出たところで、約4.2%の減少が伝えられていますが、その主因として躍り出てきているのが海賊版です。我々も対応をともに行っていますが、おそらく今最も悪質な海賊版で月間の訪問者数が数千万人規模であり、少なく見積もって3千万人以上の数値は出ているはずです。さきほどの、閲覧数月間700といった報告や漫画の比率が云々というレベルの議論をしているゆとりはない。正規版

のデジタルアーカイブを一刻も早く立ち上げていかなければ、他のところにその役割が奪われてしまいかねないことも踏まえつつ、多くの関係者が納得できる解を見つけていきたいと思います。

会長:他に御意見や御意見はございますか。よろしいでしょうか。それでは、次に進み たいと思います。

## (会次第10) 今後の日程について

会長:会次第10に入ります。今後の日程について事務局から説明をしていただきます。 収集書誌部長:今後の日程につきまして御説明いたします。今期納本制度審議会の主な 審議事項としては、オンライン資料の補償に関する事項があります。

次回、第30回の納本制度審議会は、来年度の開催を予定しております。小委員会については、今年度中の開催を予定しております。いずれも、具体的な日程につきましては事務局から改めて御相談させていただきます。

会長:ただ今の説明について、何か御質問等はありますか。よろしゅうございますか。

# (その他)

会長:予定されている議題や報告は以上で終了いたしましたが、何か御意見、御質問等 はございますか。

委員: (有償オンライン資料の) 収集と利活用という大きな問題について、収集は国立 国会図書館が真摯に対応するということで評価できると思いますが、その利活用に ついては、前々から出版界の同意が得られるような形が可能だという議論がありな がら、なかなか両者とも立ち入ることを避けてきたところがあるように思われます。 もうそろそろ真摯に話し合っていくような状況であると思います。先ほど話にもあ ったように、海賊版サイトが急速に出版界を侵食し始めており、国立国会図書館の 利活用に貢献できることがあるなら、審議会の委員をしている意義もあり、議論も 深めていきたい。

- 収集書誌部長:我々としても、利用と収集が本当の意味で両立するように今後話し合い、 実証実験第2段階の方法につきましても十分に誠意を尽くして御相談してまいりた いと存じます。
- 会長:先ほど委員がおっしゃったとおり、是非国立国会図書館と出版社等の関係者との 関係について、スピーディにやらなければならないので、関係者各位是非よろしく お願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第 29 回納本制度審議会の会次第はすべて終了いた しました。

本日はこれにて散会といたします。ありがとうございました。

(午前 11 時 30 分終了)

# 納本制度審議会委員・専門委員名簿(五十音順) (平成30年9月12日現在)

会 長 中山 信弘 東京大学名誉教授

会長代理 福井 健策 弁護士

委員 <sup>うえむら やしお</sup> 事修大学文学部教授

えがみ せっこ 江上 節子 武蔵大学社会学部教授

まんどう かだる 遠藤 薫 学習院大学法学部教授

カビかわ つくびこ 角川 歴彦 株式会社 KADOKAWA 取締役会長

近藤 敏貴 一般社団法人日本出版取次協会会長

まいとう まこと 斎藤 誠 東京大学大学院法学政治学研究科教授

鹿谷 更明 一般社団法人日本雑誌協会理事長

重村 博文 一般社団法人日本レコード協会会長

しらいし こうじろう 白石 興 二郎 一般社団法人日本新聞協会会長

永江 朗 日本文藝家協会電子書籍出版検討委員会委員長

根本 彰 慶應義塾大学文学部教授

のはら き ね こ 野原 佐和子 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授

専門委員 佐々木 隆一 一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事

三瓶 徹 一般社団法人日本電子出版協会事務局長

通口 清一 一般社団法人日本書籍出版協会事務局長

(委員15名、専門委員3名)

平成 30年 1月 代償金部会長

# 第15回代償金部会における審議の概要について

第15回代償金部会が開催されたので、調査審議の経過を次のとおり報告する。

# 1 開催日時

平成30年1月26日(金)11時40分から11時45分まで

# 2 開催場所

国立国会図書館東京本館3階総務課第一会議室

# 3 出席委員

江上委員、相賀委員、齋藤委員、鹿谷委員、重村委員、根本委員、福井委員

# 4 議決の内容

- (1) 齋藤委員が互選により部会長に選出された。
- (2) 江上委員が部会長代理に指名された。

平成 30年 3月 オンライン資料の補償に関する小委員会委員長

平成29年度第1回オンライン資料の補償に関する小委員会における審議の概要について

平成 29 年度第 1 回オンライン資料の補償に関する小委員会が開催されたので、調査審議の経過を次のとおり報告する。

### 1 開催日時

平成30年3月23日(金)13時30分から15時まで

### 2 開催場所

国立国会図書館東京本館3階総務課第一会議室

### 3 出席委員

福井委員長、植村委員、遠藤委員、斎藤委員、永江委員、根本委員、佐々木専門委員、 三瓶専門委員、樋口専門委員

### 4 議事の概要

- (1) 事務局から平成 27 年 12 月 1 日に開始された電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業 の現状について説明を行った。
- (2) 学術専門書系の電子書籍・電子雑誌の出版・流通事情に関するヒアリングを実施した。報告者及び主な発言は次のとおりである。

### 〇 報告者

江草貞治一般社団法人出版梓会副理事長(株式会社有斐閣社長) 金原優一般社団法人自然科学書協会理事(株式会社医学書院会長) 金原俊一般社団法人日本電子出版協会会長(株式会社医学書院社長)

### ○ヒアリング項目

- 1. 発行形態の特徴(ファイルフォーマット等)
- 2. 流通の状況(配信方式、流通方法等)
- 3. メタデータ項目の特徴
- 4. 各出版社におけるデータ保管状況
- 5. 利用方法の特徴 (ビューア、DRM 等)
- 6. 国立国会図書館によるオンライン資料収集に対する要望

### ○ 主な発言

- 図表が多く含まれる、レイアウトに編集上の工夫がある等の理由で、リフロー型の EPUB 形式ではなく、版面固定型の PDF 形式が主流。
- 個人向けの配信と機関(図書館、大学、病院等)向けの配信がある。個人向けは ダウンロード方式、売り切り型、著作物単位提供の傾向がある。機関向けはスト リーミング方式、利用できる期間を区切った利用権契約型、セット提供の傾向が ある。個人向けと機関向けで、あるいは機関の中でも規模や使用頻度によって、 値付けは異なる場合がある。制度収集にあたっての補償の考え方にも影響する。
- 汎用的なメタデータフォーマットがなく、販売サイトごとに独自に管理している 状況。国立国会図書館への提供にあたり、メタデータ作成に係る過大な作業を求 められると、対応は難しい。
- 版元ごとに、データ保管状況は異なる。コンテンツファイルとメタデータを保管 している場合でも、刷違いのデータまで全てを保管するのは難しい状況。
- 専用ビューアを要するものについては、購入者が特定の環境のみで閲覧できるよう DRM をかけているものが多い。web ブラウザや一般ビューアで閲覧できるものについては、ソーシャル DRM (複写禁止のフットプリント) をかけたり、ファイル単位を1頁/1論文ごとと小さくしたりすることで、違法複製のリスクを抑える等の対策を行っている。
- 電子書籍等の制度収集について、収集・保存と閲覧提供は分離して考えて欲しい。
- 消滅の恐れがある電子書籍等を、国立国会図書館が収集することには意義がある。長期的な保存とアクセス保証を可能とするため、特定のフォーマットに依存しない形式で保存するのが望ましい。
- コンテンツの中身そのものに加えて、他のコンテンツと相互リンクすることで表現される「拡張された機能を持つ本」や、コンテンツ間の横断検索機能を付随させたサービスが増えている。それらは、概ね特定のプラットフォームに依存しているが、収集対象に含めるのか。収集対象としても、保存や利用に際してのハードルは高いのではないか。
- 国立国会図書館が収集・保管した電子書籍等は閲覧提供せず、各社が提供する電子配信サービスを利用することも検討してほしい。ただし、国立国会図書館と付随する施設内での閲覧提供に限られるのであれば、商業ビジネスと競合することはないと考えている。必要な部分を少しだけ見たいという来館利用者の要望に応えることは国立国会図書館が果たすべき役割であり、電子書籍に接する機会を作ることは出版社にとっても悪いことではない。一方で、地方の公共図書館への配信まで行うのは、相当大きなビジネス上の影響があり、許容し難い。
- 国立国会図書館では、国内外の雑誌・論文、新聞、法令・判例等の商用データベースについて、契約に基づき利用可能である。
- 商業プラットフォームで提供されたコンテンツは、公序良俗に反する場合、著作権侵害が発覚した場合などの例外を除けば、提供が中止されるケースはあまりない。一方、版違いにおける内容の差分にも価値があるという考え方もあり、旧版の扱いについては課題があると認識している。

# 国立国会図書館の資料収集状況(平成 29 年度末時点)

# (有体物)

図書	雑誌・新聞	その他非図書資料等
1,095 万点余	1,755 万点余	1,414 万点余

# (無体物)

インターネット資料 (ウェブサイト)	オンライン資料 (電子書籍・雑誌)
1.2 万タイトル	〔民間〕
14 万件余	72.3 万点余
(累積保存件数・	〔公的機関〕
容量 1.15PB)	32.9 万点余

# 資料別納入実績(最近3年間)

(図書)

単位:冊

年度	官庁出版	民間出版	<u>≓</u>
平成 27 年度	35,068	123,438	158,506
平成 28 年度	33,966	115,565	149,531
平成 29 年度	31,037	112,800	143,837

# (パッケージ系電子出版物\*)

単位:点

年度	官庁出版	民間出版	<u>≓</u>
平成 27 年度	2,452	20,503	22,955
平成 28 年度	2,251	26,034	28,285
平成 29 年度	2,447	49,272	51,719

<sup>\*</sup>ビデオ・ディスク、音楽CD、光ディスクなどが含まれる。

# (逐次刊行物\*)

単位:点

年度	官庁出版	民間出版	計
平成 27 年度	80,926	323,985	404,911
平成 28 年度	84,083	323,789	407,872
平成 29 年度	79,309	318,263	397,572

<sup>\*</sup>逐次刊行物のほかに地図、静止画等を含む。

# 納入出版物代償金 予算額と支出実績(最近5年間)

単位:円

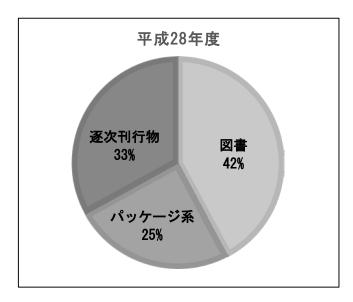
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	390,249,000	390,249,000	390,249,000	390,249,000	390,248,000	390,248,000
支出実績	390,247,156	390,247,280	390,247,876	390,246,792	388,753,724	_

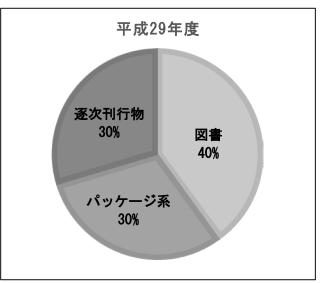
# 【参考】平成28·29年度代償金支出実績(資料別内訳)

単位:円

		*
	平成 28 年度	平成 29 年度
図書	164,739,009	155,310,190
パッケージ系	96,520,105	118,050,277
逐次刊行物*	128,987,678	115,393,257
計	390,246,792	388,753,724

\*逐次刊行物のほかに地図、静止画等を含む。





### 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について

### 1 第1段階の現状

### (1) 実施状況

参考資料 1「電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業報告(平成30年11月)」を参照。

- (2) 概括(第1段階会議における主な意見)
- ① 第1段階の評価
  - ・ 当該事業への電子書籍情報基盤の提供という面においては、一定の成果を得た。
  - コンテンツ提供に当たっては複数の課題。
  - 実証実験不参加の出版社に対する働きかけが必要。
- ② 国立国会図書館における電子書籍等の収集・提供の在り方
  - ・ 電子書籍等の出版形態の多様化を受けた検討が必要。
- ③ 出版界の現状
  - ・ 電子書籍市場における変化や課題を受けて、官民の適切な役割分担を考えていく ことが必要。
- ④ 第2段階への展望
  - 電子書籍等のアーカイブの在り方について提言をまとめる。

### 2 第2段階実施方針

### (1)目的

商業ベースで流通している電子書籍・電子雑誌(以下「電子書籍等」という。)は、そのファイル形式に関する技術の進化速度が極めて速く、頻繁にバージョンアップ等が行われており、民業においては状況の変化に即応した閲覧ビューアの開発対応、サーバへの最適な保存方法の研究等が不可欠である。これらの状況を踏まえ、第2段階においては、国立国会図書館における電子書籍等の収集及び長期的な保管・利用のために必要なシステム環境や運用体制について検証を行う。

併せて、国立国会図書館の館内端末を対象に収集した電子書籍等の配信を行い、閲覧提供を通じたビジネスへの影響検証等を行う。

### (2) 実施内容

## ① 保存に関する研究

電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業受託者である一般社団法人日本電子書籍出版社協会(以下「電書協」という。)においてサーバを用意し、収集した電子書籍等のデータを投入する。サーバの挙動等を確認し、商業ベースで流通している電子書籍等の長期保存

における課題及びその解決策についてとりまとめる。その他、実証実験に参加している出版社を対象としたアンケート、有識者へのヒアリング等を行う。

## ② 電子書籍等の閲覧提供

国立国会図書館の館内端末を対象に、収集した電子書籍等データにつき、電書協が管理 するサーバ及びビューアを通じて閲覧提供を行う。利用ログ統計の作成、利用者に対する 館内アンケート等を実施する。

# 3 今後のスケジュール

平成30年12月末日 実証実験第1段階終了(37月)

第1段階報告書受領

平成31年1月1日 実証実験第2段階(保存に関する研究及び電子書籍等の閲覧

提供) 開始

(期間中) 第2段階実務者会議等開催(3回程度)

平成32年1月末日 実証実験第2段階終了(13月)

実証実験総括報告書受領

# 玉 立 国会図書館法 (抄)

、昭和二十三年二月九日法律第五

号)

同同同同同同同同同同同同同同同同同可可 十九年 十九年 十九年 十九年 十九年 十七年 十七年 十七年 十四年 

 十月二十一日同

 三月三十一日同

 六月 六日同

 十二月 一日日 七月 七月 六月 四月 三月三十一日 六月二十二日 四月二十五日同 六月二十七日同 十三月 十八日 十三日同 二月 十日 六日同 七 日 同 同 同 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第百四十五号 第二二十五号 二十七号 三十七号 三十二号 三十一号 八十二号 三十九号 八十二号 七十六号 八十二号 七十三号 二十号 四十号号 百二号 百号

のために、

館長は次の権能を有する。

に対、 提供することを目的とする。 国会議員の 更に日 務 本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を 0 遂行に資するとともに、 行政 及び 司 法

第二十一条 限に享受することができるようにしなければならない。この 司法の各部門からの要求を妨げない限り、 他の図書館を経由して、 第八章 五立 般公衆及び公立その他 国会図書館の 両議院、 図書館 委員会及び議員並びに行政及び 奉仕は、 の図書館に対する奉仕 日本国民がこれを最大 直接に又は公立その 目

供する。 その他の 覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、 は複写若しくは展示によつて、一 立国会図書館の インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて 館長の定めるところにより、 かつ、 奉仕を提供する。 時宜に応じて図 建物内で若しくは図書館相互 書館 国立国会図書館 般公衆の使用及び研究の 奉仕の 改善上必要と認め 一間の貸出しで、 Ď 収集資料及び 用に 又 玉

(略)

八十九号

第十章 国 地 方公共 団 体、 立行政法人等による出 版 物

入

(略

玉

<u>\frac{1}{2}</u>

国会図書館は、

図書及びその

他の

义

書館資料を蒐集し、

第

立 及び 目

第二十四条 ずれかに該当する出版物 玉  $\overline{\mathcal{O}}$ 諸 機関により (機密扱い 文は 玉 0 のもの及び書式、 諸 機関  $\mathcal{O}$ ため、 次の各号 ひな形そ

# 19

 $\mathcal{O}$ 各部

数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換のの他簡易なものを除く。以下同じ。)が発行されたときは、当該

一図書

二小冊子

三 逐次刊行物

四楽譜

五地図

六 映画フィルム

七

前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製し

た文書又は図画

八 蓄音機用レコード

ることができない方法により文字、映像、音又はプログラムを九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識す

記録した物

立国会図書館に納入しなければならない。 のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国のため、館長の定めるとされたときは、当該法人は、同項に規定する目的

項に規定する独立行政法人独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一

に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利二 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項

用機関法人

を要する法人をいう。以下同じ。)のうち、別表第一に掲げるの法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別三 特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別

もの

3 第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の 準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)の機関にあつては より、 当該機関は、 諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、 規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。 比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の 会図書館に納入するものとする。 以下同じ。 五部以下の部数を、町村(これに準ずる特別地方公共団体を含む。 れを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に 前二項の規定は、 都道府県又は市 の機関にあつては三部以下の部数を、 同項に規定する目的のため、 前二項に規定する出版物の再版についてもこ (特別区を含む。 以下同じ。)(これらに 館長の定めるところに 直ちに国立国

規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定す② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に

関に推げる法人にあってはに形以下の形文を、宜らに国立国ARNでは四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつる目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設

関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図

書館に納入するものとする。

一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項に規

定する港務局

二 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第一条

に規定する地方住宅供給公社

二 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規

定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十

六号)第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第二条第

項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの

③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

ら三十日以内に、最良版の完全なもの一部を国立国会図書館に納を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日か規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に

と認めたときは、この限りでない。書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由がある入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図

くは遺贈」と読み替えるものとする。において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若し② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合

その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要す③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、

べき費用に相当する金額を、その代償金として交付する

科する。 ② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインタ

ーネット資料の記録

覚によつては認識することができない方法により記録された文字、たインターネット資料(電子的方法、磁気的方法その他の人の知・四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がイーの条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がイーの条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二

る。の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができの使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができに利用可能とされたものをいう。以下同じ。)を国立国会図書館映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆

2 長が前項の 次項において同じ。 成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。 質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、 により公衆に利用可能とされているインターネット資料 利用可能とし、 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、 記録を適切に行うために必要な手段を講じなければな 又は自らがインターネットを通じて提供する役務 )について、 館長の定めるところにより、 前項の目的 自らが公衆に (その性 の達 館

③ 館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、 
ない。

受け、

かつ、これを承認した場合

# 第十一章の三 オンライン資料の記録

第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外

ち、 字、 利用に資するため、 送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののう の者は、 資料を国立国会図書館に提供しなければならない。 は、 をいう。 他簡易なものを除く。 知覚によつては認識することができない方法により記録された文 映像、 前条の規定に該当する場合を除いて、 図書又は逐次刊行物 以下同じ。 オンライン資料 音又はプログラムであつて、 )を公衆に利用可能とし、 館長の定めるところにより、当該オンライン に相当するものとして館長が定めるもの (電子的方法、 (機密扱いのもの及び書式、 インターネットその他の 磁気的方法その他の 文化財の蓄積及びその 又は送信したとき ひな形その

書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出をン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図ー 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外のの 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

2

された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認め三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信 オンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合ニ オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集された

その他館長が特別の事由があると認めた場合

兀

た場合

オンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録す③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係る

ることにより収集することができる。

④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者(以下この項の 第一項の規定により、に対しては、館長は、その定めるにおいて「提供者」という。)に対しては、館長は、その定める

(略)

**則**(平成十二年四月七日法律第三十七号)

附

(略

2

ろにより、同条から第二十五条までの規定にかかわらず、その納六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるとここの法律による改正後の国立国会図書館法第二十四条第一項第

(略)

入を免ずることができる。

**附** 則(平成十六年十二月一日法律第百四十五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。[以下略

(経過措置)

**第二条** この法律の施行前に発行された出版物の納入については、

(略)

**附** 則(平成十七年七月六日法律第八十二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。 [以下略

則(平成十七年十月二十一日法律第百二号)抄

附

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

以

下略」

E E

(施行の日=平成十九年十月一日

**附 則**(平成十九年三月三十一日法律第十号)

1 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。 [以下略

第四項に規定する全日本出版物の目録であって出版されたものの版物に係るこの法律による改正前の国立国会図書館法第二十五条2 この法律の施行前に国立国会図書館が寄贈又は遺贈を受けた出

送付については、なお従前の例による。

**附** 則(平成十九年三月三十一日法律第十六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条、附則第四条第一項及び第五項、附則第五条から第十

二条まで並びに附則第十三条第二項から第四項までの規定 平

成十九年十月一日

略

附 則 (平成十九年六月六日法律第七十六号)

(施行期日

第一条 この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内

(政令で定める日=平成二十年一月一日

において政令で定める日から施行する。[以下略]

附 則 (平成十九年六月十三日法律第八十二号)

(施行期日

第一条 この法律は、 公布の日から施行する。ただし、 次の各号に

掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

ら第二十四条まで、 第二条並びに附則第七条、 第二十九条、 第八条、第十六条、第二十一条か 第三十一条、第三十三条、 第

三十五条及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十一日まで

間において政令で定める日

(政令で定める日=平成十九年十月一日

第四条並びに附則第十四条、 第十五条、第十七条、第二十五

条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条

第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日まで

0 間において政令で定める日

(政令で定める日=平成二十年四月一日

附 則 (平成十九年六月二十七日法律第百号) 抄

施行期日

第 条 この法律は、 公布の日から起算して二月を超えない範囲内

において政令で定める日から施行する。

(政令で定める日=平成十九年八月十日)

(旧法の効力

第二条 この法律による廃止前の総合研究開発機構法(以下「旧法

という。)の規定による総合研究開発機構であってこの法律の 施行

の際現に存するもの(以下「機構」という。)については、旧法 (第

第四条第二項から第六項まで及び第二章の規定を除く。 以

下同じ。)の規定は、この法律の施行の日から機構が解散をする場

合にあってはその清算結了の登記の時、 次条に規定する組織変更

をする場合にあってはその組織変更の効力が生ずる時までの 間

(以下「旧法適用期間」という。) は、 なおその効力を有する。

(国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置

第三十四条 附則第三十一条及び附則第三十二条の規定による改正

前の次に掲げる法律の規定は、 旧法適用期間中は、 なおその効力

を有する。

国立国会図書館法別表第一 総合研究開発機構 0

項

略

附 則 (平成二十年四月二十五日法律第二十号)

この法律は、 ただし、

日本中央競馬会の項の次に一項を加える改正規定は日本年金機構 平成二十年十月一日から施行する。 別表第

(平成十九年法律第百九号) 0) 施行の日から、 別表第二の改正規

定は公布の日から施行する。

法

# (施行の日=平成二十二年一月一日)

**附** 則(平成二十一年三月三十一日法律第十号) 抄

# (施行期日)

範囲内において政令で定める日から施行する。 ら第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えないし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条か第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただ

(政令で定める日=平成二十一年六月一日)

**則**(平成二十一年七月十日法律第七十三号)抄

附

# (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

# (経過措置)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の三第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の三

**附** 則(平成二十三年五月二日法律第三十九号) 抄

# (施行期日)

定は、平成二十四年四月一日から施行する。項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一

則(平成二十四年六月二十二日法律第三十二号)

# (施行期日)

附

別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。 第一条 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし

# (提供の免除)

第 当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、 料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び その提供を免ずることができる。 送信する方式によるものをいう。)が付されているものについては するようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、 特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録 は記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」という。) 又は記録を制限する手段であって、オンライン資料の閲覧若しく 技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によ っては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧 |条 この法律による改正後の国立国会図書館法 ·新法」という。) 第二十五条の四第一項に規定するオンライン資 若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要と (次条において 若しくは が

# (経過措置)

ン資料について適用する。 公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライ 公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライ

# 附 則 (平成二十六年五月二十一日法律第四十号) 抄

済事業団

日本中央競馬会

日本私立学校振興・共

日本私立学校振興•共済事業団法(平

# (施行期日)

第一条 この法律は、 において政令で定める日から施行する。[以下略] 公布の日から起算して三月を超えない範囲内

(政令で定める日=平成二十六年八月十八日)

# 別表第一 (第二十四条関係)

十四号)	
総合法律支援法(平成十六年法律第	日本司法支援センター
号)	
日本銀行法(平成九年法律第八十	日本銀行
七年法律第四十八号)	
処理等の実施に関する法律(平成	
原子力発電における使用済燃料の	使用済燃料再処理機構
(平成二十三年法律第九十四号)	等支援機構
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉
十七号)	
貿易保険法(昭和二十五年法律第	株式会社日本貿易保険
十九年法律第五十七号)	公庫
株式会社日本政策金融公庫法(平成	株式会社日本政策金融
三年法律第三十九号)	
株式会社国際協力銀行法(平成二十	株式会社国際協力銀行
成二十八年法律第八十九号)	
技能実習生の保護に関する法律(平	
外国人の技能実習の適正な実施及び	外国人技能実習機構
七年法律第三十一号)	
沖縄振興開発金融公庫法(昭和四	沖縄振興開発金融公庫
根拠法	名称

# 別

保険機構農水産業協同組合貯金

日本年金機構

百九号)

日本年金機構法

(平成十九年法律第

(昭和二十九年法

律第二百五号) 日本中央競馬会法 成九年法律第四十八号)

農水産業協同組合貯金保険法

(昭和

四十八年法律第五十三号)

	日本下水道事養団	
年法律第六十四号)		
地方公共団体金融機構法(平成十九	地方公共団体金融機構	
八号)		
競馬法(昭和二十三年法律第百五十	地方競馬全国協会	
根拠法	名称	
関係	表第二(第二十四条の二型	かり <del>=</del>
十四号)		
預金保険法(昭和四十六年法律第三	預金保険機構	

注 のである。 第十八条及び第三十条の条文中の「々」は、二の字点を置き換えたも

法律第四十一号)

# 納本制度審議会規程

(平成九年一月二十二日国立国会図書館規程第一号)

 动正
 平成
 十一年
 四月
 一日
 一日
 第二号

 动正
 平成
 十一年
 四月
 一日
 国
 四月
 四月

二十五年 五月 三十日同

同

第一号

# (目的及び設置)

という。) 第十章及び第十一章に規定する出版物の納入に関する第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」

に関する制度(以下「納本制度等」という。)の改善及びその適する制度並びに法第十一章の三に規定するオンライン資料の記録制度、法第十一章の二に規定するインターネット資料の記録に関

下「審議会」という。)を置く。

# (所掌事務)

第二条 審議会は、国立国会図書館長(以下「館長」という。)の

諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 納本制度等に関する重要事項
- 二 法第二十五条第三項に規定する代償金の額及び法第二十五条

の四第四項に規定する金額に関する事項

# (組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

# (委員)

**第四条** 委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。

2 委員の委嘱期間は、二年とし、再委嘱されることを妨げない。

3 委員は、非常勤とする。

ただし、

補欠の委員の委嘱期間は、

前委員の残存期間とする。

# (会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が

# (専門委員)

その職務を代理する。

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは

専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、

3

解嘱されるものとする。

専門委員は、非常勤とする。

4

# (部会)

第二号に掲げる事項を担当させるため、代償金部会(以下「部会」第七条 審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、第二条第一項

という。)を置く。

2 部会に属すべき委員は、館長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを

定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会

長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって

審議会の議決とすることができる。

(議事)

第九条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、

議決することができない。

審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同

2

数のときは、会長の決するところによる。

前二項の規定は、部会の議事に準用する。

3

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、国立国会図書館収集書誌部において処理

する。

(雑則)

第十一条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会

の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則抄

この規程は、平成九年一月二十二日から施行する。

1

**附** 則(平成十一年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

1

**附 則**(平成二十年四月一日国立国会図書館規程第二号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

**附 則**(平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号)抄

(施行期日)

この規程は、改正法の施行の日から施行する。

1

(施行の日=平成二十五年七月一日)

# 納 本制度審議会議事運営規則

(平成十一年六月七日制定)

改正 平 二十一年十月 十三日

二十五年七月二十三日

(招集)

第 条 納本制度審議会 (以 下 「審議会」という。) は、 会長が招

集する。

(議事)

第二条 会長は、 審議会の議長となり、 議事を整理する。

発言しようとする者は、 議長の許可を受けなければならな

第四条 動議は、 賛成者がなければ議題とすることができない。

第五条 審議会は、 議事に関し必要があると認めるときは、専門委

員を審議会に出席させ、 当該専門事項に関し意見を求めることが

できる。

(部会)

第六条 代償金部会 (以下「部会」という。) は、 部会長が招集す

る。

第七条 国立国会図書館法 (昭和二十三年法律第五号) 第二十五条

第三項に規定する代償金の額及び同法第二十五条の四第四項に規

定する金額に関する事項については、会長は、これを部会に付託

するものとする。

第八条 前条の場合においては、 部会の議決をもって審議会の議決

とする。ただし、会長が重要であると認めるときは、この限りで

ない。

第九条 部会長は、 部会における調査審議の経過及び議決を次の審

議会に報告するものとする。

(小委員会)

第十条 会長は、 特定の事項を調査審議するため必要があると認め

るときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2

3 小委員会に小委員長を置き、その小委員会に属する委員のうち 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、 会長が指名する。

から、会長がこれを指名する。

第十一条 小委員会は、小委員長が招集する。

第十二条 小委員長は、 小委員会における調査審議の経過及び結果

を審議会に報告するものとする

(準用)

第十三条 第二条から第四条までの規定は、 部会及び小委員会の会

議に準用する。

(議事録)

第十四条 会長は、 次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調整

29

- 一審議会の開催日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三議題
- 四 議事の概要
- 五 その他必要な事項
- 第十五条 議事録は、国立国会図書館収集書誌部収集・書誌調整課
- において作成する。

(議事録等の公開)

- 第十六条 議事録その他審議会の資料については、原則として、公
- 開するものとする。

(雑則)

- 第十七条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他運営に
- 関し必要な事項は、会長が定める。

# 附 則

- 1 この規則は、平成十一年六月七日から施行する。
- 2 納本制度調査会議事運営規則(平成九年三月三日納本制度調査
- 会決定)は、廃止する。

# 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関

# する規程

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号)

# (オンライン資料)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」のを除く。)とする。

のが付与されているもののが付与されているもののが付与されているものであって館長が定めるも同じ。) 又は当該コードに類するものであって館長が定めるも同じ。) 又は当該コードに類するものであって館長が定めるものが付与されているもの番号、記号その他の符号をいう。以下

るものを含む。)

はより記録されているもの(目次、索引その他のこれに附帯すいより記録されているもの(目次、索引その他のこれに附帯するすることを主な目的とする記録方式として館長が定めるもの二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記

# (提供の方法)

第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第

る方法は、次のいずれかの方法とする。下単に「オンライン資料」という。)を国立国会図書館に提供す二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料(以

長が定める記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法をから、という。)を、国立国会図書の場合である記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、

# (収集目的の達成に支障がない場合)

郵送する方法

合は、次に掲げる場合とする。 第三条 法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場

ことを目的とするものである場合又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受ける一、オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、

が確認した場合料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長別を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資ー オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一

することを目的としているものであって、かつ、特段の事情な一 オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能と

# く消去されないと認められるものである場合

# (法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続

第四条 法第二十五条の四第四項に規定する金額は、 館長が、 納本

# (提供の免除)

制度審議会に諮問し、

決定する。

第五条 分の間、 条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、 成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。) 送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、 その提供を免ずる。 附則第二 又は 伞 当

# (公示)

第六条 官報により公示するものとする。 記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは 同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、 館長は、 第一条第一号のコード及び当該コードに類するも 同条第二号の

# (委任

第七条 この規程に定めるもののほか、 し必要な事項は、 館長が定める。 オンライン資料の記録に関

# 附 則 抄

# (施行期日)

1 この規程は、 改正法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二十五年七月一日)

# (法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続に関する特

# 例

2 この規程の施行後初めて、館長が法第二十五条の四第四項に規 定する金額を決定する場合においては、第四条の規定にかかわら

ず、

納本制度審議会に諮問することを要しない。

# 国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する

\_

日本工業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号

国際標準化機構の規格第二六三二四号で定めるデジタルオブ

三

ジェクトアイデンティファイアー

# 金額等に関する件

《平成二十五年五月三十日国立国会図書館告示第 一号)

平成二十六年六月 十八日国立国会図書館告示第一号

同 二十八年五月三十一日同

二十九年六月 三十年五月 三十日同 一日同

同 同

# 二十七年六月 九日同

第二号 第一号

第一号

(規程第一条第二号の記録方式)

3

規程第一条第二号の記録方式は、 次のとおりとする。

PDF方式

EPUB方式

三 DAISY方式

(規程第二条第一号の情報

4

1

国立国会図書館法

(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の四

、国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額

以下

「規程」という。)第二条第一号に規定する方法による提供

(平成二十五年国立国会図書館規程第一号。

国立国会図書館法によるオンライン資

同条第二号に規定する方法による提供につい

料の記録に関する規程

第四項に規定する金額は、

については零とし、

ては次に掲げる金額の合計額とする。

記録媒体の購入に要する金額

規程第二条第一号の情報は、 次のとおりとする。

題名

<u>\_</u> 作成者

三 出版者(オンライン資料を公衆に利用可能とし、 又は送信し

兀 た者をいう。)

た日をいう。 出版日(オンライン資料を公衆に利用可能とし、 又は送信

報

Ή.

オンライン資料に複数の版が存在する場合は、

版に関する情

六 オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合

は、 同号に規定するコードの情報

七

ルにより公衆に利用可能とされた場合は、 オンライン資料がハイパーテキストトランスファープロ ユニフォームリソー トコ

# (規程第一条第一号のコード)

送付に要する金額

郵送に要する最低の料金に相当する金額

記録媒体一点につき九十三円

2 規程第一 める国際標準図書番号 本工業規格 工業標準化法 条第一号のコードは、 ( 以 下 (昭和二十四年法律第百八十五号) に基づく日 「日本工業規格」という。) X〇三〇五で定 次のとおりとする。

スロケーター

# (規程第二条第二号の記録媒体)

合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。 5 規程第二条第二号の記録媒体は、日本工業規格X六二四九に適

# (規程第二条第二号の記録方式)

不可の状態とするものとする。不可の状態とするものとする。不可の状態とするものとする。不可の状態とするものとする。不可の状態とするものとする。不可の状態とするものとする。不可の状態とするものとする。不可の状態とするものとする。不可の状態とするものとする。不可の状態とするものとする。不可の状態とするものとする。不可の状態とするものとする。不可の状態とするものとする。不可の状態とするものとする。不可の状態とするものとする。不可の状態とするものとする。不可の状態とするものとする。不可の状態とするものとする。

# 附則

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

**附** 則(平成二十六年六月十八日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十六年六月十八日から施行する。

**附 則**(平成二十七年六月九日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十七年六月九日から施行する。
- 項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四

受理した記録媒体については、なお従前の例による。七年六月九日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に

**附** 則(平成二十八年五月三十一日国立国会図書館告示第二号)

この告示は、平成二十八年五月三十一日から施行する。

2

1

理した記録媒体については、なお従前の例による。の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四

**附** 則(平成二十九年六月一日国立国会図書館告示第一号)

1 この告示は、平成二十九年六月一日から施行する。

理した記録媒体については、なお従前の例による。 の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四

**附 則**(平成三十年五月三十日国立国会図書館告示第二号)

- 1 この告示は、平成三十年五月三十日から施行する。
- 理した記録媒体については、なお従前の例による。の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四

# 国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する 版 物 の代償金額に関する件

改正 韶 和 昭 五十年一月三十日国立国会図 和五十六年 十月二十七日国立国会図書館告示第一号 書館告 示第 号

平 成 同 五十七年十二月二十八日同 十一年 三月二十四日同

> 第一号 第三号

同 同 二十三年 十二年 十月 九月二十七日同 十二日同

1

国立

国会図書館法

(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の規

第四号

第二号

に

ついては、

小売価格の四割以上五割以下の

金

て定める金額) 要すると認めるものについては、 売価格の 立 定により納入する出版物の代償金額は、 一国会図書館の館長が定める金額 き費用が当該各号に定める最高の割合の金額を超えるもの、 表示のないものその他当該各号の規定と異なる取扱いを 当該出版物の納入に要する金額を加算した金 その都度納本制度審議会に諮 (当該出版物の出版に通常要す 次の各号の区分に従い国 小 0

号に該当する出版物をいう。 上六割以下の金額。 信回 、ては、 図書 ジ系電子出版物 線に接続しない状態での使用に係る小売価格) (点字版のものを除く。)、 小売価格 (パッケージ系電子出版物にあつては、 ただし、 (国立国会図書館法第二十四条第一項第九 蓄音機用レコードについては、 以下この号において同じ。) 蓄音機用レコード及び  $\mathcal{O}$ 兀 につ パッ 電気 割以 小

> 売価格 0 匝 割未満の金額とすることができる。

マイクロ写真資料については、 小売価格の五割以上七割以下

 $\mathcal{O}$ 金額

Ξ 図書、 雑 誌、 新聞その他の出版物で点字版のものについては

小売価格の 四割以上八割以下の金額

雑誌、 新 聞その 他 0 出 版

兀 前三号に規定する出版物を除き、

前 項の規定により加算することのできる当該出版 物 0 納 入に · 要

2

する金額は、 次の各号に掲げるものとする。

送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額

円以上百七十円以下の範囲内で館長が定める金額 納入の一 括代行事務に要する金額 出版物 点に つき百五

して代行する者として館長が指定するものに対して行う。 前 項第二号に規定する金額の加算は、 出版物の納入事務を 括

3

附 則

額とする。

1 この告示は、 昭 和 五十年一月三十日から施行する。

2 国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の 代

償金額に関する件 (昭和二十四年国立国会図書館告示第一 は

廃止する。

附 則 (昭和五十六年十月二十七日国立国会図書館告示第一 号)

の告示は、 昭 和 五十六年十月二十七日から施行する

附 則 (昭和五十七年十二月二十八日国立国会図書館告示第三号)

この告示は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則(平成十一年三月二十四日国立国会図書館告示第一号)

この告示は、平成十一年四月一日から施行する。

附 **則**(平成十二年九月二十七日国立国会図書館告示第四号)

この告示は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年十月十二日国立国会図書館告示第二号)

この告示は、平成二十三年十月十二日から施行する。

# 電子書籍·電子雑誌収集 実証実験事業報告 (平成30年11月)

### 国立国会図書館 収集書誌部

#### 国立国会义書館 National Diet Library, Japan

### 1 実証実験の概要

- □ ビジネス状況や技術動向を踏まえた実効性のある法制度の 設計を行うことを目的として、著作者様、出版社様の御理 解と御協力を得て、技術面など残る課題を着実に解決する ために実証実験を実施
- □目的
  - (1)電子書籍・電子雑誌の収集及び長期的な保管・利用の 技術的検証(DRM、ファイル・フォーマット等)
  - (2)国立国会図書館内で電子書籍・電子雑誌を閲覧に供することによる電子書籍・電子雑誌ビジネスへの影響の検証や納入時の費用の調査分析(補償)
- □2段階に分けて実施、日本電子書籍出版社協会(EBPAJ)に 委託、平成27年12月開始(第1段階は最長3年間)

### 1 実証実験の概要(第1段階)

□ EBPAJが用意するサーバから国立国会図書館施設内の来館利用者端末への配信による電子書籍・電子雑誌の利用実験、電子書籍・電子雑誌の保管に係る技術的要件の調査



- □ システムは「電子文庫パブリ」の仕組みを実証実験用にカスタマイズ
- □ 利用実験での主な検証事項

電子書籍・電子雑誌の閲覧上の課題の検証、実証実験中の利用データを通じた、国立国会図書館内での利用方法、利用者ニーズ等の分析と それによる電子書籍・電子雑誌ビジネスへの影響の評価

2

# 1 実証実験の概要(第1段階)

- □ 実証実験事業第1段階会議(有識者会議)
  - 制度化の要件検討のために必要な電子書籍に係る動向等の調査研究、実証実験に対する助言
    - ・収集対象(電子書籍の作成・流通の状況、セルフパブリッシングの状況等)
    - ・収集方法(電子書籍ファイルの保管・管理状況、電子書籍の販売方法、電子書籍の 制作・流通に係る費用等)
    - ・整理・組織化(電子書籍の書誌データ、識別子等)
    - ・保存(電子書籍の長期利用に向けた取組等)
    - ・利用・提供(電子書籍貸出サービスのビジネスモデル、アクセシビリティ)
- □ 実証実験事業連絡会議
  - 参加出版社との連絡調整、実証実験の進捗報告・フィードバック

### 実証実験の概要(第2段階)

□当初は、収集した電子書籍・電子雑誌を国立 国会図書館の管理するサーバに保管する実験と 保管した電子書籍・電子雑誌を利用する実験を 想定。



□平成29年度から30年度にかけて、出版界各位 の理解を得ることを第一の目的としつつ、実効 性の高い制度の実現のために第2段階の枠組み 等について各種の調整を図ってきた。

4

# 実施状況

□ 収集状況(平成30年8月24日現在)

コンテンツ数:3,806点

ジャンル:フィクション、ノンフィクション、実用書、児童書、 写真集、コミック、雑誌等

出版社数:37社

朝日出版社、朝日新聞出版、NHK出版、学研ホールディングス、KADOKAWA、河出書房新社、幻冬舎、講談社、光文社、CCCメディアハウス、実業之日本社、集英社、主婦の友社、小学館、祥伝社、新潮社、世界文化社、大和書房、筑摩書房、中央公論新社、東京書籍、東洋経済新報社、徳間書店、PHP研究所、扶桑社、双葉社、ぶんか社、文藝春秋、丸善出版、岩崎書店、ポット出版、ダイヤモンド社、近代文藝社、まむかいブックスギャラリー、イーブックジャパン、第一法規、ボイジャー

ファイル形式:EPUB(リフロー、固定レイアウト)PDF

- 閲覧アプリ配信端末数 約730台
- 端末設置場所 東京本館、関西館及び国際子ども図書館
- 端末種別 一般利用者用のKSS端末、カウンター職員用端末

\*端末は専用端末ではなく、その他各種のDBも利用可能

#### (1) 閲覧回数の月別推移

①平成27年12月1日~平成28年9月30日(20台)

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
東京本館	213	126	110	154	82	171	167	145	136	111	1,415
関西館	34	34	36	53	11	24	12	4	5	9	222
計	247	160	146	207	93	195	179	149	141	120	1,637

#### ②平成28年9月23日~平成29年3月31日(671~719台)

_	-							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
東京本館	140	228	286	215	213	477	694	2,253
関西館	31	37	24	25	24	43	83	267
子ども図 書館	3	0	0	0	4	2	19	28
計	174	265	310	240	241	522	796	2,548

6

# 3 利用状況(ログ分析)

#### (1) 閲覧回数の月別推移

③平成29年4月1日~平成29年9月30日(732台)

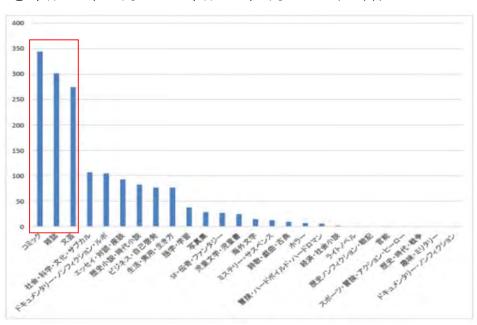
	0 1 7	<i>,</i> •	,		, ,,,,,	- 1 - /		, ,	/				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
東京本 館	631	653	606	613	785	757	532	697	574	580	527	664	7,619
関西館	47	80	54	123	65	65	97	87	62	59	102	83	924
子ども 図書館	4	0	26	10	4	11	0	3	0	5	13	13	89
計	682	733	686	746	854	833	629	787	636	644	642	760	8,632

④平成30年4月1日~平成30年9月30日(729台)

	_ , ,,		.,,,		1 // 4 -	- 1 - 7	<b>.</b>	•			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	累計
東京本 館	510	546	671	620	630	497				3,474	14,761
関西館	35	49	88	22	51	29				274	1,687
子ども 図書館	17	15	66	52	48	40				238	355
計	562	610	825	694	729	566				3,986	16,803

### (2) <u>ジャンル毎の閲覧回数</u>

①平成27年12月1日~平成28年9月30日(20台)

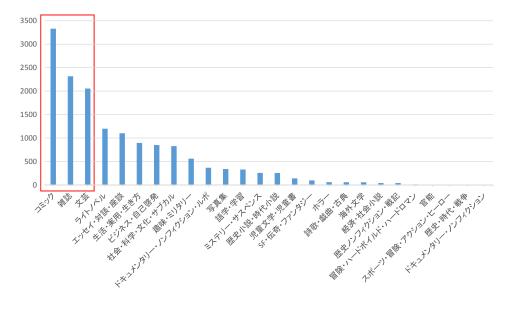


8

# 3 利用状況(ログ分析)

### (2) ジャンル毎の閲覧回数

②平成28年9月23日~平成30年9月30日(671~732台)



#### (3) コンテンツ毎の閲覧回数(上位)

①平成27年12月1日~平成28年9月30日 (20台)

	タイトル	ジャンル	回数
1	ウロボロス―警察ヲ裁クハ我ニアリ― 1巻	コミック	27
	BTOOOM! 18	コミック	22
3	静かなるドン(1)	コミック	21
4	「おつかれさま」を英語で言いたくないですか?	文芸	18
5	東京 五つ星の甘味処	雑誌	15
6	FEEL YOUNG 2015年1月号【期間限定】	雑誌	14
7	【カラー版】アヘン王国潜入記	エッセイ・対談・座談	13
8	三国志(一)	歷史小說·時代小說	12
9	三国志(四)	歷史小說·時代小說	12
10	芥川賞全集 第一卷	文芸	11
11	GoodsPress2015年11月号	雑誌	. 11
12	アダルト系	ドキュメンタリー・ノンフィクション・ルポ	11
13	アザラシの赤ちゃん	文芸	10
14	三国志(二)	歷史小說·時代小說	10
15	潮目 フシギな震災資料館	写真集	10
16	LANDSCAPE DESIGN 場を創る	写真集	10
17	あの戦争と日本人	ドキュメンタリー・ノンフィクション・ルポ	9
18	AFRICA	写真集	9
19	こちら凡人組 1	コミック	. 8
20	日本のいちばん長い日(決定版) 運命の八月十	ドキュメンタリー・ノンフィクション・ルボ	8

10

# 3 利用状況(ログ分析)

#### (3) コンテンツ毎の閲覧回数(上位)

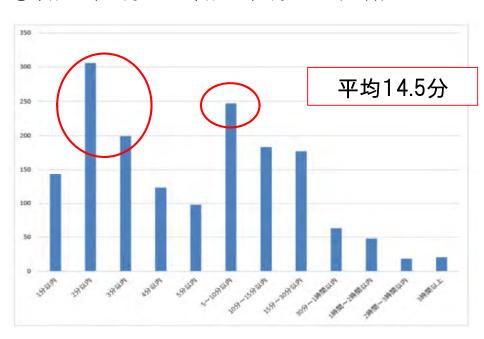
②平成28年9月23日~平成30年9月30日 (671~732台)

項番 タイトル	出版社	ジャンル	回数	
1必笑小咄のテクニック	集英社	エッセイ・対談・座談		393
2 東京タワーたもとのお寿司屋さん	まむかいブックスギャラリー	エッセイ・対談・座談		226
3 かりあげクン 1	双葉社	コミック		150
4 チキュウズィン	KADOKAWA	コミック		145
5 AFRICA	近代文藝社	写真集		138
6 武林クロスロード	小学館	ライトノベル		137
7 Gift with BIKE:自転車が私にくれた贈りもの	まむかいブックスギャラリー	エッセイ・対談・座談		137
8 BTOOOM! 1巻	新潮社	コミック		131
9 傷のあるリンゴ	東京書籍	文芸		115
10 LANDSCAPE DESIGN 場を創る	イーブックイニシアティブジャパン	写真集		107
11 静かなるドン(1)	実業之日本社	コミック		100
12 あなたがきらめくエコ活!	東京書籍	文芸		98
13 沖縄の島へ全部行ってみたサー	東京書籍	雑誌		96
14 潮目 フシギな震災資料館	ポット出版	写真集		93
15 ウロボロス―警察ヲ裁ケハ我ニアリ― 1巻	新潮社	コミック		87
16 美味い話にゃ肴あり 1巻	ぶんか社	コミック		84
17 とらぶるニャンコ 1	ぶんか社	コミック		79
18 英語、はじめました。	KADOKAWA	語学·学習		72
19「朝1時間シート」で人生を変える法	KADOKAWA	ビジネス・自己啓発		71
20織田信長 小学館版 学習まんが人物館	小学館	趣味・ミリタリー		69

11

#### (4) コンテンツ閲覧時間

①平成27年12月1日~平成28年9月30日 (20台)



# 3 利用状況(ログ分析)

### (4) コンテンツ閲覧時間

②平成28年9月23日~平成30年9月30日(671~732台)



13

12

#### □ 利用者アンケート集計結果

集計期間:平成27年12月1日~平成30年9月30日

集計数:426人(ウェブ347人、紙79人)

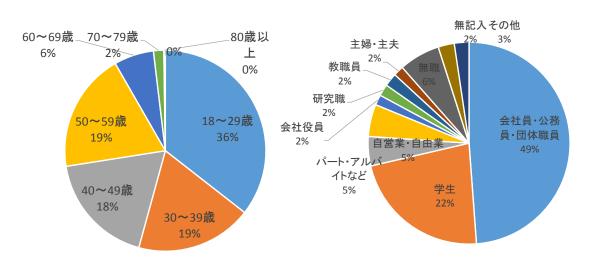
項目数:17問

- Q1 あなたの年齢をお答えください
- Q2 あなたの職業をお答えください
- Q3.1 電子書籍の館内閲覧について評価してください 電子書籍作品の検索方法
- Q3.2 電子書籍の館内閲覧について評価してください 電子書籍閲覧ビューア全般の読みやすさ
- Q3.3.1 電子書籍の館内閲覧について評価してください 電子書籍閲覧ビューアの機能- 文字サイズの変更機能
- Q3.3.2 電子書籍の館内閲覧について評価してください 電子書籍閲覧ビューアの機能 書体(フォント)の変更機能 Q3.3.3 電子書籍の館内閲覧について評価してください 電子書籍閲覧ビューアの機能 本文内のテキスト検索
- - Q4 館内での電子書籍閲覧をどのくらい利用しましたか?
  - Q5 今回の来館で閲覧した電子書籍の冊数を教えてください
  - Q6 館内での電子書籍閲覧において、あった方が良い機能をお答えください
  - Q6.1 館内での電子書籍閲覧において、あった方が良い機能をお答えください 「その他」の回答
  - Q7 電子書籍を読んだことがありますか?
  - Q8 電子書籍の読書頻度をお答えください
  - Q9 電子書籍を購入したことはありますか?
  - Q10 電子書籍に興味を持ちましたか?
- Q10.1 電子書籍に興味を持ちましたか? 「その他」の回答
  - Q11 国立国会図書館内の電子書籍閲覧における、ご意見·ご感想をお聞かせください

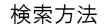
14

### 利用状況(アンケート集計)

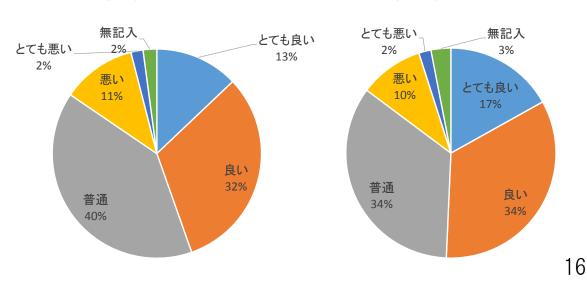
### (1) 属性(年齢·職業)



(2) 機能評価 (とてもよい、よい、普通、悪い、とても悪い)



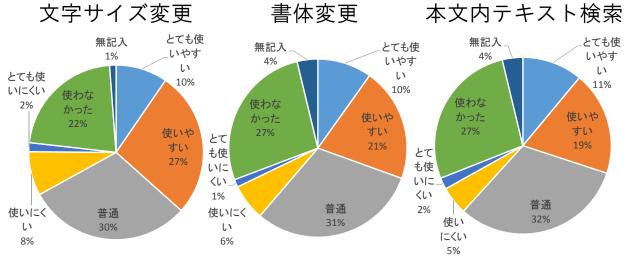
#### ビューア全般の読みやすさ



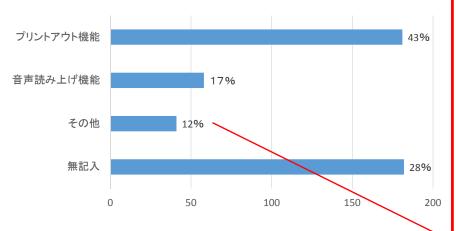
# 4 利用状況(アンケート集計)

### (3) 閲覧ビューアの機能評価

(とても使いやすい、使いやすい、普通、使いにくい、とても使いにくい、使わなかった)



### (4) <u>欲しい機能</u> (複数回答)



#### その他

- 全電子書籍の一括検索機能、 ブックマーク・コメント・ マーカー一時保存機能、 ビューア外での一括参照機能
- 出版年の表示、検索
- ▶ 明るさの調整
- 固定型の部分拡大機能
- Retinaディスプレイ
- 閲覧履歴からのレコメンド機能
- 辞書機能
- あらすじ表示
- マイリスト登録
- タブレット型端末(閲覧者持 込端末含む)での閲覧
- 利用者カードへの履歴記録
- プライバシーフィルター
- 検索の細分化
- 文字・背景白黒反転等

18

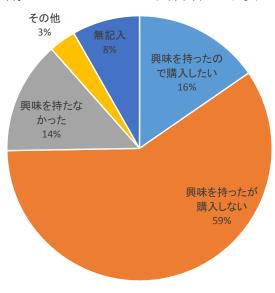
# 4 利用状況(アンケート集計)

#### (5) 電子書籍の読書経験・頻度

#### 読んだ経験の有無 購入経験の有無 読書頻度 無記入 無記入 無記入 2% 3% ない 19% 週に1 ない 冊以上 30% 2~3力 23% 月に1 ある # 68% 48% ある 81% ~3冊 26%

#### (6) 電子書籍への興味

(読んだり購入したことがない回答者が対象)



20

# 4 利用状況(アンケート集計)

#### (7) 主な意見・感想

□ ビューアは読みやすい。クオリティが高い。(複数) □ ダウンロード時間を短縮してほしい。(複数) ダウンロードに何分かかるか事前に知りたい。 □ 検索結果に表紙の書影があり、とてもわかりやすい。 □ ジャンル分けがわかりにくい。(複数) ■ 将来的にはしっかりとした検索機能がほしい。 □ 文字拡大、フォント変換など便利な機能に気付かなかった。(複数) ■ 電子書籍の特徴を知らない人向けにわかりやすい画面にするのがよい。 □ テキスト検索が使いにくい。選択すると検索結果が消えてしまう。 文字サイズが小さい。 □ 検索精度が低い。絞り込み検索や一覧の表示方法を複数用意してほしい。 ■ NDLオンラインと統合してほしい。 □ ビューアの不具合が多く、利用しづらい(複数)。 □ デスクトップPCの液晶モニタでの長時間の読書はつらい。(複数) ■ デスクトップPCの台数不足が心配。(複数) ■ タブレット端末等での利用を考えてほしい。(複数) 末 ■ 縦型画面の端末を増やしてほしい。 ■ タッチパネル型でクリック音がしないような端末が望ましい。 21 ■ 他者から画面が見られないようにしてほしい。

### (7) <u>主な意見・感想</u>

コンテンツ	<ul> <li>□ ジャンルを含めて興味がある本がそろっている気がする。</li> <li>□ コンテンツ数が少なく、判断しづらい。目的のものが見つからない。充実を期待する。(複数)</li> <li>□ 何が読めるのかがわからない。リストがあれば便利。(複数)</li> <li>□ 電子版のみの書籍の保存は特に重要で、国立国会図書館が十分な役割を果たすべき。(複数)</li> <li>□ 個人出版物も収集してほしい。(複数)</li> </ul>
その他	<ul> <li>□ NDLでの取組をもっと宣伝すべき。(複数)</li> <li>□ 図書カウンターで借りなくてもすぐ見られるのがよい。(複数)</li> <li>□ 内容を確認するのにはPDFでもよいのではないか。</li> <li>□ 電子書籍の利用は、本の傷み防止にもなる。</li> </ul>

22

平成28年11月11日第1段階会議資料国立国会図書館

電子書籍・電子雑誌収集実証実験第2段階における枠組み (案)

#### 【第2段階の要件】

- ① 電子取次を介して出版社から収集した電子書籍(電子雑誌を含む。以下同じ。)を、 国立国会図書館(以下「館」という。)の管理するサーバに保管する。
- ② ①で保管した電子書籍の利用提供を行う。
- ③ 最大で出版社 100 社から、資料 10,000 点程度を収集する。

#### 1 収集

- 収集対象は、市場で流通・配信されているものとし、以下の2(メタデータ)から 4(利用)までが実現できるものであることとする。
- 実証実験受託者を納入代行機関に指定し、当該機関を経由して収集する。出版社は、 納入代行機関との契約により、納入を代行させる。
- 館が指定する方式で実証実験受託者が DRM をかけた電子書籍を収集する。
- 館が指定する方式による DRM の在り方については、館と実証実験受託者の間であらかじめ合意しておく。

#### 2 メタデータ

- 電子取次から送付される段階のメタデータについては、館にとって必要最低限の項目を満たしていることとする。必須項目については現在検討中であるが、出版界での標準化の動きや既存業務フロー、国際的なメタデータ標準化の動き等を考慮する。また、必須項目の在り方については、データを取り込む館のシステムの仕様と合わせて検討する必要がある。
- 制度化に当たっては、館がメタデータを作成した電子書籍の受入日について、記事 証明等を行うことを想定する。その前提条件となるメタデータの整備が必要とな る。

#### 3 保管

○ 収集した電子書籍を館の管理するサーバに保管する。長期にわたって電子書籍を保管するために、災害対策、内部からのデータ流出対策、外部からの不法アクセス対策等の観点から課題を解決する必要がある。

#### 4 利用

- 館の施設内に設置した端末での閲覧に限定する。同時閲覧制御を行う。
- 閲覧のためのビューアは、館が指定するものとする。
- プリントアウト提供の可能性については、引き続き検討を行う。

平成 30 年 11 月 29 日 第 30 回納本制度審議会 参考資料3

平成 29年 3月 16日 平成28年度第1回オンライン資料の 補償に関する小委員会

電子書籍・電子雑誌収集実証実験第2段階における枠組みに対する主な意見

#### 【取次について】

- 電子書籍等の収集に当たっての電子取次の想定。
- 取次を介さず直接配信されるもの、配信サイトに直接納入されるものについての対応。
- ・ 出版社が納入代行機関と契約し、納入を代行させるとのことだが、当初 は国立国会図書館(以下「館」という。)が参加出版者と契約するという 想定ではなかったか。

#### 【長期保存上の課題(DRM、ファイルフォーマット等)について】

- ・ 館が指定する DRM をかける、又は館が DRM の制御権を有するということは、出版社側にとってはローデータを提供し、館に利活用を委ねることに等しい。出版界の懸念を払拭するために、館は、技術、制度、手続上の課題を整理する必要がある。
- ・ 館におけるデータ管理の運用方法については、出版界にも開示すること が必要。
- ・ DRM について、収集経路での話なのか、閲覧の場合の話なのか、整理が 必要。
- ・ DRM の問題を含めて、館内での利用提供に限るということを、実際上出版界が納得できるかということに尽きる。

#### 【電子書籍ビジネスへの影響について】

- ・ 紙の本と異なり、電子書籍等はデジタルデータなので無限にコピーが可能である。
- ・ 収集した電子書籍等の館による利活用については、民業を圧迫すること のないよう、十分な配慮が必要。

#### 【利用提供の在り方について】

- ・ 第2段階における利用提供の在り方については再考する必要もあるのではないか。館による電子書籍等の収集は国の機関の行うべきこととして必要だが、民間事業者がコンテンツを提供している間は、館が提供する必要はないのではないか。
- 閲覧と保存を分けて運用するという可能性を検討するべきではないか。